

根本薩婆多部律撰について

佐々木教悟

一

義浄三藏(635~713)が将来して訳出した律典は、すでによく知られているごとく、根本説一切有部によつて伝持されたものであるが、その中に『根本薩婆多部律撰』一四巻がある。これは『根本説一切有部戒経』の註釈にして、その註釈の概要ならびに性格の一斑については、すでに拙稿『律撰の経序について』⁽¹⁾の中で紹介をなしたが、いま叙述の順序として、全体の構成をあげるならば、およそつぎのごとくである。

- | | | |
|---------|-------------|---------|
| 初 部 | 四波羅市迦法 | ——卷二 |
| 第二部 | (十三僧伽伐尸沙法 | ——卷四 |
| (二)二不定法 | | ——卷五 |
| 第三部 | (三十泥薩祇波逸底迦法 | ——卷六↓卷七 |

根本薩婆多部律撰について(佐々木)

(一)九十波逸底迦法

——卷八↓卷十三

第四部 四波羅底提舍尼法

——卷十四

第五部(一)衆学法

(二)七滅諍法

(三)七仏略教法

さて、本書の所明については、総釈学処の冒頭に「上明^ニ由序^ニ彰^ニ説戒縁起^ニ。下述^ニ諸門^ニ指^ニ陳^ニ学処^ニ。」と説かれていて、由序として十義を開けるもの、諸門として学処に二十一門ありとして列挙せるものの考察によつて把握することができ。すなわち、そこにいう十義とは、初明^ニ仏所教^ニ二呵^レ不^ニ総集^ニ、三不^レ集随聽^ニ、四供養法式^ニ、五正明^ニ誠勅^ニ、六誠勅利益^ニ、七無誠過生^ニ、八正作^ニ白事^ニ、九勸^ニ至心聽^ニ、十淨^ニ其徒衆^ニの十項目にして、序文においてこのような十義を開き、説戒の縁起(緣起^ニ *śāraṅgī, nidāna*)を彰わしている。ところでこの十項目の内容を通観するに、そこに一貫して流れている思想は長淨

思想で、長淨すなわち褒瀾陀 (*ago shyon, posadha* 布薩) の重要性が強調されており、その際に戒本が説かれることの意義を明確にしようとしたあとがうかがわれる。

つぎに、犯戒・犯罪に関する学処という面から、つぎのとき二十一門を指陳する。すなわち、一犯縁起処、二能犯過人、三所犯之罪、四所犯境事、五所由煩惱、六制戒利益、七有犯無犯、八具支成犯、九生過之因、十積罪名字、十一出罪体性、十二可治不可治、十三罪有遮性、十四作不作、十五方便有無、十六重罪、十七輕罪、十八共相無差、十九出罪有異、二十有染無染、二十一犯罪所由である。一一の学処にこのような二十一門の有ることを陳べるが、それらはいずれも煩惱に関連しているところから、第五所由の煩惱のところに於いて二十七種の煩惱を列挙して、心に随う煩惱の多種なることについて、とくに注意していることが知られる。本書が戒本の註釈書であるという点からすれば、上のごとき記述は、当然なこととかがえられるが、その序文において十義を開いて説戒の意義を論じ、本文の学処に入る前に、その学処 (*ḥṣṭab paṭi gṣhi, sikkapada*) 全体の総釈 (*ḥṣṭas paṭi don, pind-ārtha* 総義) をあたえて、罪過の発露をあげ、発露すれば安樂なりとして清淨・涅槃への指向を宣明するのは、律典の基本思想を忠実に打ちだしているものといえることができるであらう。

二

さて、義淨三蔵の求法の旅は六七年から六九五年にわたっているが、かれがこの長い期間、インドおよび南方諸地域において親しく見聞し、かつまた自身が直接に体験したところの僧院生活の實際を記録したものに『南海寄帰内法伝』四卷なる著作がある。これは天授二年（六九一年）に、かれがスマトラのシュリーヴィジャヤ (*Srivijaya* 室利仏智國) に滞在中撰述したものといわれている。ところで、この『寄帰伝』は「凡此所論。皆依根本説一切有部³⁾。」と述べるところから知られるごとく、もっぱら根本説一切有部の律教にもとづいており、しかも隨處にその当時における中国仏教の現状と対比せしめて、自国の僧徒の在り方について反省を促がしている。このようにして『律撰』と『寄帰伝』とは、双方ともに根本説一切有部の律教を伝えるもので、一は戒律の教条を中心に、他は戒律の實踐を中心に記述しているために、われわれは両書をあわせ用いることによつて、その当時行なわれていた根本説一切有部の仏教の性格を明かにすることができるようである。とくに義淨三蔵は『寄帰伝』をまとめるにあつて、『律撰』ならびに、その他の根本有部に属する律典を参照したであろうことは推定するに難くはない。とくに、その内容の上からいつて、『律撰』と『寄帰伝』とは密接な関係

があると思はれるにもかかわらず、從來そのことにあまり注意がはらわれなかつたのはいかなる理由によるのであろうか。

ちなみに、釈啓峰師による『律撰』の研究があるが、それは正法律の立場から、慈雲の有部の十殊勝を中心に、その釈相を述べたものである。

三

『律撰』と『寄歸伝』との対照表

【事項】は筆者がかりそめに採録したもの。
（ ）内の数字は卷数。

【事項】

【律撰】

【寄歸伝】

十種饒益	——有長衣不分別学処第一(5)	——一破夏非小(1)
覆頭	——衆学法第十五(4)	——二对尊之儀(1)
高床之過	——作過量牀学処第八十五(3)	——三食坐小牀(1)
残宿惡触	——食會触学処第三十八(1)	——四餐分淨触(1)
一坐食	——足食学処第三十四(4)	——五食罷去穢(1)
敬礼制底	——廻衆物入已学処第二十九(7)	——六水有二瓶(1)
五種淨水	——受用蟲水学処第四十一(1)	——七晨旦觀蟲(1)
嚼齒木	——不受食学処第三十九(1)	——八朝嚼齒木(1)
五正食	——足食学処第三十四(4)	——九受齋軌則(1)
說施頌	——非時食学処第三十七(1)	

根本薩婆多部律撰について（佐々木）

十三資具衣	——有長衣不分別学処第一(5)	——一〇衣食所須(2)
六物	——廻衆物入已学処第二十九(7)	
苾芻著衣	——衆学法第一(3)	——十一著衣法式(2)
誦無常經	——非時浴学処第六十(2)	——十二尼衣喪制(2)
五種淨地	——造大寺学処第七(4)	——十三結淨地法(2)
安居制法	——預前求過後用雨浴衣学処第二十八(7)	——十四五衆安居(2)
褒灑陀	——初釈波羅底木叉經序(1)	——十五隨意成規(2)
隨意	——預前求過後用雨浴衣学処第二十八(7)	
畜起	——(雜事卷三、卷五)……………十六匙筋合否(2)	
二種穢触	——与減年者受近円学処第七十二(3)	——十七知時而礼(2)
便利作法	——(雜事卷十六)	——十八便利之事(2)
受戒作法	——与減年者受近円学処第七十二(3)	——十九受戒軌則(3)
洗浴法	——非時浴学処第六十(2)	——二十洗浴隨時(3)
坐具法	——過量作尼師但那学処第八十七(3)	——二十一坐具側身(3)
枕囊開計	——不舉數具学処第十四(9)	——二十二臥息方法(3)
經行最勝	——(皮革事卷下)	………二十三經行少病(3)
礼敬之儀	——与減年者受近円学処第七十二(3)	——二十四礼不相扶(3)
師弟關係	——(出家事卷二)	——二十五師資之道(3)
客苾芻迎接	——与苾芻尼同道行学処第二十六(4)	——二十六客旧相遇(3)
惡揭陀藥	——服過七日藥学処第三十(8)	——二十七先体病源(3)
訶黎勒	——(藥事卷一)	——二十八進藥方法(3)
四依陳棄	——(雜事卷十七)	——二十九除其弊藥(3)

打鍵雅法	——	非時食学処第三十七(1)	三十旋右觀時(3)
浴像	——	(雜事卷十二)	三十一灌沐尊儀(4)
誦誦三啓經	——	壞生種学処第十一(9)	三十二讚詠之礼(4)
杜多行	——	初釈波羅底木叉經序(1)	三十三尊敬乖式(4)
七例声	——	不淨行学処第一(2)	三十四西方学法(4)
進止威儀	——	与減年者受近円学処第七十二(13)	三十五長髮有無(4)
亡苾芻遺品	——	廻衆物入已学処第二十九(7)	三十六亡則物現(4)
四方僧伽物	——	造大寺学処第七(4)	三十七受用僧物(4)
断命	——	断人命学処第三(3)	三十八燒身不合(4)
大師教法	——	七減淨法(14)	三十九傍人獲罪(4)
二師教導	——	(出家事卷三)	四十古徳不為(4)

この対照表中、中段に（ ）をほどこして、『律撰』以外の根本有部関係の書名をあげているのは、まさしくそれに該当するものが『律撰』に見いだされないものを示す。また点線は、関連するものがあることを示す。

さて、この対照表からみてもほぼ推察できるように、『律撰』と『寄帰伝』とのあいだにはきわめて親密な関係のあることが知られるが、とくに『寄帰伝』が「律云」として述べるものの中に、『律撰』を指しているとみられるものがあることに注意したい。もつとも『寄帰伝』にあつては、『皮革事』とか『百一羯磨』とかの律典の名をあげているところもあるが、また、ただ単に「律云」あるいは「如律」としてその名

を示さないものが多い。これまでの調査では、名を示さない場合はすべて『律撰』を指すとは云えないが、すくなくとも『寄帰伝』巻一受齋軌則の条（大正五四、二二〇中）の「律云」は、『律撰』巻一〇足食学処第三四の「五浦膳尼」（大正二四、五八五中）を、『寄帰伝』巻三師賢之道の条（大正五四、二二二上）の「律云」は、同じく『律撰』巻一三与減年者受近円学処第七二の「唯除五事」（大正二四、五九九下）を指していることは明かである。

ところで、もつとも顕著な関連性を示すものは、『寄帰伝』巻四亡則僧現の条の嘔陀南（Uddara 撰頌）以下の文で、その偈頌をふくめて「衆物現前応分」までの約五〇行の文（大正五四、二三〇中第二行目より二三〇下第二四行目まで）は、割註のみを除いて『律撰』巻七における文（大正二四、五六七下、第一九行目より五六八上、第二五行目まで）と全く同一であることである。

四

さて『律撰』は戒本の条文解釈をその内容としているから、僧徒に対するおしえが中心をなしていることはいうまでもないが、僧伽を支えた一般在家の信徒たちに対するおしえも多くおりこまれてあり、出家と在家との関係性の上で理解すべき事項も数多く説かれている。その場合に注目されるのは、

ヒンドゥ教的社会における仏教徒としての立場の堅持であらう。『律撰』の「衆学法」の初めのところに、比丘は供養の時に樂がくを作すべきでないこと（チベット訳 rna brdun bar mi bya³⁰ 鼓を打つことを作すべきでない）さらに三指点灰を自らの額上において画いて三道を為すべきでない（チベット訳 byug ris gsun mi byad³¹ 塗料で三線を画くべきでない）と述べているのは、独特のものである。すなわち、ヒンドゥ教のプージャī (pūjā まつり)にあつては、音楽が奏せられ、バラモン僧も自らそのことにかかわりをもつたとみられるが、仏教にあつてはそれがしりぞけられて、応に語りて、大師（釈尊）を供養すべきことがおしえられている。また三指点灰云とは、ヒンドゥ教徒の徴表（vibhūti）として、灰、梅檀、サフランなどの塗料でもつて印づけをなしたことを指し、ヴィシュヌ派のものは自己の額の中央に、下部で合わさつた二本の垂線（パーガワタ派では udhya-pundita という）を、シヴァ派のものは同じく三本の横の線（tri-pundra）を画いたことを指すのであらうが、いまはそのことをもしりぞけているのである。

なおまた「七仏略教法」の尸棄仏の条において、愚夫は牛を殺して祠祀し、生天の樂らくを求めるが、智者は（その）非なることを了し、其の見に随わないと述べるのは、ヒンドゥ教徒の行なう供養（vaidā）すなわち生贄の供養をしりぞけていることが知られる。

つぎにバラモンの生活方軌として沐浴潔斎が重要な事項としてかけられており、罪を除くこと穢れを除くことが関心事とされていることは、『マヌの法典』³²のよく示すところであるが、それにはもつぱら宗教的な意味が付与せられていた。しかるに仏教にあつては、身体の清潔をむねとして行なう秩序ある洗浴法を僧徒に対して説いている。伽藍や制底のあるところには、たいいてい浴池が設けられていた。月の八日、十五日には授事（Karmadāna 維那）の打つ捷稚を合図に一斉に洗浴を行なつたが、『律撰』には具体的に細部にわたる指示がなされている。たとえば、水浴のうちに制底の礼拝をなすこと、若し死屍に触れるがごときことがあれば洗浴をなすこと、そして洗浴に際しては裸体にてなさず必ず浴裙を着用すること、またその際に水中に小虫がいるかどうか、また浴後に浴裙に小虫が付着しているかどうかをよく調べて殺生罪を犯さないように注意することなどであるが、これらのことを通じて、もつとも重要な事柄は、洗浴の際に心念守持することをおしえている点である。

ちなみに『寄帰伝』では、これに関連して「飢沐浴」を説き、食事の前に洗浴をなすに二の益ありとして「一則身体清虚無³³諸垢穢。一則痰癰消散能³⁴飲食³⁵」と述べ、全く合理的な解釈を与えている。

つぎに洗浴に関連して『律撰』には浴像のことが説かれて

いるが、これは仏像ならびに仏弟子像等の尊儀を吉祥水でもつて濯洗することである。尊儀を濯洗することは「洗^ニ敬尊容^一。生生值^レ仏之業^ニ。」と云われ僧衆自らも行なうべきこととされたが、余人を勧奨すれば有作の功を兼ねとおしえられたため、一般在家の人たちに勧められ、福利を希う一般大衆のかかわる行事として普及していた模様である。すなわち、寺院に宝蓋をはりめぐらし、香瓶を用意し、銅金石木盤上に金銀銅石いずれかの形像を安置して梅檀沉香木などをまぜて泥となしたものを塗りつけて磨き、香水をそそいで洗い、そのあとで清浄な白氈で揩拭するのであるが、そのかん衆人^{（ぎゆうじん）}によつて音楽が奏せられるという。その衆人はもちろん在家の人たちであつた。

五

さて仏教の庶民的受容という点でもつとも顕著な役割を果たしたとみられるものは咒願の常用であらう。この咒願といわれているものは、在家者が出家者に対して布施供養を行なつた際に、出家者が偈頌を唱えて施主の福利を祈願することの意味し、すでに後述のごとく『十誦律』にも出ているから、有部においても早くから行なわれていたことが知られる。『律撰』にあつては、施福伽他（巻一、大正二四、五二九上）、布施咒願（巻九、大正二四、五七六下）、施頌（巻一 大正二四、

五八六下）、咒願頌（巻二、大正二四、五九四中）などと種種なる言い方で偈頌を唱えることがおしえられているが、偈頌そのものはどこにもあげられていない。これはおそらく一般によく知られていてあげる必要がなかつたからであらう。すなわち、『根本説一切有部毘奈耶』には特欽拏咒願（巻二七、大正二三、七七六上）、鐸欽拏伽他あるいは福頌伽他（巻四四、大正二三、八六七下）、施頌（巻四三、大正二三、八六六上）などと呼ばれていて、つぎのごとき偈頌があげられている。

作^レ如^レ是語^ニ教^ニ長者^一已。為^ニ彼長者^一隨時咒願説^レ伽他^一曰

所^レ為^ニ布施^一者 必獲^ニ其義利^一

若^レ為^ニ樂故施^一 後必得^ニ安樂^一

如^レ是等頌。教以^ニ福利^一資及^ニ存亡^一。普為^ニ有情^一離^レ障解脫。為^レ咒願^ニ已從^レ座而去^一。

これは食事を終つたときの咒願であるが、『四分律』^{（3）}にも、同様の偈があげられているから、たんに有部系の仏教のみならず、他の部派においても用いられていたことが知られる。

なお『四分律』のそこでは、長者とあるのが檀越（*dānapati*）となつており、随時に咒願してとあるのが応に達嚩を説くべしとなつている。ここにいう達嚩と前にあげた特欽拏あるいは鐸欽拏がともに布施を意味する語 *dakṣiṇā*, *dakḥiṇā* の音写であることはいうまでもない。したがつて食事し已つたときの咒願は施頌を説くことであつたと解せられるのである。

ところで『寄帰伝』によれば、食前には全く咒願之法無しといい、食後において上座の長老が片水をもつて灑ぎつつ咒願するものとしてつぎのごとき偈頌をかかっている。

以_レ今所修福_一 普濟_二於鬼趣_一
食已免_二極苦_一 捨_二身生_三樂處_一
菩薩所_二受用_一 無_レ尽若_二虛空_一
施獲_二如_レ是果_一 增長無_二休息_一

『寄帰伝』では、このような偈頌を陀那伽他 (Dhanagata) と呼び、あるいは前出のごとく特敬拏伽他と称しているから、それはまさしく施頌である。そしてかような施頌をなすに際して、初は仏説の頌を須い、後にはそのときの情に任せて、随時に適宜な分量のものもちいたむねがのべられている。いずれにしても咒願がなされるときには、施主の名をあげてその福利安樂を願い、かつまた現福を持して廻して先亡の爲になすというものであり、今の所修の福を以て普く鬼趣を霑すというものであつたから、そこには施餓鬼の思想が見られるのである。またこの咒願に係せしめて聞法と報恩の二事があげられている点がとくに注目される(『律撰』卷一一、非時食学処第三七)。

さてここにいるところの一兩の伽他を誦念することがまた随喜の意味を有するものとされていたことについて一言しておきたい。かの『雜事』には

根本薩婆多部律撰について(佐々木)

爾時世尊受_二婆羅門所設飲食_一。唱_二隨喜_一已說_二伽他_一曰

祭祀火為_レ最 初頌論中最

人中王為_レ最 衆流海為_レ最

衆星月為_レ最 光中日為_レ最

十方世界中 凡聖仏為_レ最

所_レ為_二布施_一者 必護_二其義利_一

若_レ為_二樂故施_一 後必得_二安樂_一

と説かれているが、三偈中の最後の二偈は、前掲『毘奈耶』の咒願の伽他である。初めの二偈は、『十誦律』に「説偈咒願」としてあげている三偈半の偈頌とほぼ同内容のものであることからかんがえらると、咒願することが同様に隨喜の偈を唱えることを意味していたもようである。その隨喜の偈頌としては種々なるものが組み合わせて用いられたのであり、たとえば『雜事』にかかるところのつぎの四偈などは、その模範的なタイプを示すものとおもわれる。

……願稱_二彼名_一而為_二咒願_一。爾時世尊於_二彼大臣所設供養_一。為_二隨喜_一。故而說_二頌言_一

若人能有_二淨信心_一 恭敬供_二養於大衆_一

常依_二大師真実語_一 則為_二諸仏_一所_二稱揚_一

若有_二聰明智慧人_一 ト_二居於此勝妙處_一

供_二養持戒淨行者_一 復為_二宣說願_三伽陀_一

若合_二恭敬布施_一者 応可_二殷心修_三供養_一

由_レ是天衆起_二恩慈_一 猶如_二父母憐_三赤子_一

根本薩婆多部律撰について（佐々木）

七〇

既蒙^ミ諸天所^ニ守護^ス 常得^ミ安然受^ス勝樂^ニ

生生恒遇^ス於善人^ニ 究竟當^レ至^ス無為^ニ処^ニ

なお『寄歸伝』には、在家において食事の供養を受けた僧衆が、その家庭を辞去するに際して口口に娑度（gāṭhā 善哉）と云い、兼ねて阿奴謨拏（annudana 随喜）と唱えることは南海十洲の一途の受供法式であるむねをのべているから、そのことは通途の作法として行なわれていたのであろう。

仏教の庶民的受容に関するもので、その他に仏陀大会、世尊頂髻大会、五年大会もしくは六年大会などの行事があり、上座長老の参加すべきものとして『律撰』の中にもその記述がある。『律撰』の中でさらに気付くことは、三啓経の誦誦と制底の睥睨ということである。おそらくこれらのことは、根本説一切有部の仏教の特色を示すものであろう。そのことについては、すでに別稿において考察したから今は省略することにする。

註

- 1 奥田慈応先生喜寿記念「仏教思想論集」九八七頁収載。
- 2 寄歸伝巻一序文、大正五四、二〇六中。
- 3 釈啓峰「律撰序説」密教研究第六九号、同「律撰概説」同第七二号。
- 4 灌沐者の法「マヌの法典」第四章、中野義照訳註一〇三頁以下。
- 5 寄歸伝巻三、洗浴隨時、大正五四、二二〇下。

6 寄歸伝巻四、灌沐尊儀、大正五四、二二六下。

7 根本説一切有部毘奈耶卷三五、施一食過受學処第三二、大正二三、八一八下。

8 四分律巻第四九、法健度一八、大正二二、九三五下。

9 寄歸伝巻一、受齋軌則、大正五四、二一〇上。

10 雜事巻三五、第八門第九子撰頌之余説羅門事妙花婆羅門事大正二四、三八〇上。

11 十誦律巻一四、九十波逸提之六、与外道食戒四四、大正二三、一〇〇中。

12 雜事巻三六、第八門第十子撰頌之二、大正二四、三八五上。隨喜についてはパーリ律、小品第八儀法健度、南伝第四巻三二四頁参照。

13 拙稿「根本説一切有部と三啓無常經について」印度学仏教学研究一九一二。平川彰著「律藏の研究」七八〇頁参照。

〔参考文献〕

根本薩婆多部律撰講義一冊写（高大）

同 講録三冊写（竜大欠本）

有部律撰分科一卷、写、（高大）

有部律撰聞書一卷、写、（高大）

薩婆多部律撰付言引拠一卷、写、（高大）

律撰考録一卷、写、（延命寺）